

# 著作権と商標権の権利調整 —日本法と台湾法の比較—\*

大阪大学知的財産センター特任准教授  
村上 画里

## はじめに

現在、わが国の商標法は、音の商標や動きの商標を保護対象とはしていないが、近時の議論においてこれらの商標を保護対象として加える可能性が高まっている<sup>1</sup>。従来の保護対象に加えて、音の商標や動きの商標が保護対象になることは、著作権と商標権が抵触する場面の増加を示唆するように思われる。

著作権と商標権の抵触の問題が生じる場面として、①権利存立場面と②権利行使場面が考えられる。この点について、わが国では商標法29条（以下、日本の商標法は「商標法」とする。）が、②の場面において著作権と商標権の権利調整を行う規定を置いている。一方で、抵触場面について①の場面を規定する立場も考えられる。かつて、この問題については、国際的にも議論がなされたことがある<sup>2</sup>。1990年にジュネーブで開催された商標保護法ハーモナイゼーションに関する第2回専門家会議において、WIPO国際事務局が準備した商標法条約草案を議論した際に、同草案103条の4(ii)は、「保護される意匠権もしくは著作権により保護される著作物を再製する標章」を商標登録出願を拒絶しうる場合の一つとして掲げていた。しかし、会議を重ねるにつれ、各国の規定を調整することが困難であることが実感されたため、1996年に発行した商標法条約には、前述の拒絶しうる場合の規定は盛り込まれてなかった。そのため、現在に至るまで各国の著作権と商標権の抵触関係の考え方は、国際的に調和がとれていない状態にあるということになる。わが国においては、商標法条約における議論とは異なる形、すなわち、上記②のような調整規定を置いているが、新制度の導入を契機に現行法の意義の確認、再検討の機会が必要となっているように思われる。

本稿では、既に音の商標や動きの商標を保護対象としている台湾法の著作権と商標権の抵触場

---

\* [謝辞] 本研究の調査にあたっては、台湾智慧財産局商標権組副組長・劉蓁蓁氏、董延茜氏、國立台湾大学法律学院・謝銘洋教授、黃銘傑教授、國立台北科技大学知的財産研究所・李傑清教授、萬國法律事務所・鍾文岳氏、萬國專利商標事務所・洪武雄氏、鍾亦琳氏、姚乃榕氏、理律法律事務所・李文傑氏、蔡瑞森氏、經緯法律事務所・張靜氏に大変お世話になった。ここの感謝の言葉を申し上げたい。また、柯秀姿氏には、調査にあたり通訳をしていただいた。ここに御礼を申し上げたい。

1 特許庁は、産業構造審議会知的財産政策部会第31回商標制度小委員会において取りまとめられた報告書「新しいタイプの商標の保護等のための商標制度の在り方について」（平成25年9月）（以下、「報告書」とする。）を公表しており、動き、ホログラム、輪郭のない色彩、位置及び音の商標を新たに商標法の保護対象とする可能性を示唆している。2013年に「商標法の一部を改正する法案」が上程される可能性が高いといわれている。

2 本稿では、小野昌延「注解商標法（新版）」＜上＞728頁（2006年）〔三山祐三〕の記述を参照した。

面について調査をする機会が得られたので、台湾法を紹介し、日本法との比較を行っていく。

台湾の商標法（以下、「台湾法」とする。）は、著作権と商標権の抵触について30条1項15号が、上記①の場合について規定をおいている。すなわち、日本法と台湾法は、著作権と商標権の抵触について規律とする場面が異なるのである。本稿では、日本法と台湾法を比較することで、著作権と商標権の抵触関係の規律のあり方について検討を行うことにする。

叙述の順序としては、まず、日本法について次の順序で説明を行う。最初に、著作権と商標権の抵触関係を規律する商標法29条の規定の意義について確認をする（Ⅰ－1）。次に、わが国では著作権と商標権の抵触が権利存立場面において商標法4条1項7号に該当するか否か、議論があるのでその点について検討を行うことにする（Ⅰ－2）。そして、日本法において著作権と抵触する商標権を消滅させるために現行法上講じることのできる手続について検討を行う（Ⅰ－3）。最後に、音の商標等の新制度の導入と抵触関係に関して現在どのような方向性で検討されているのかを紹介する（Ⅰ－4）。

続いて、台湾法について以下の順序で説明を行う。まず、著作権と商標権の抵触に関して規定する台湾法30条1項15号の意義及び運用を確認し、関係する裁判例を紹介する（Ⅱ－1）。そして、台湾における権利行使場面における当事者の攻防について紹介をする（Ⅱ－2）。

以上の説明を前提として日本法と台湾法の比較を行い（Ⅲ）、日本法における著作権と商標権の抵触場面の規定のあり方について再検討を行うことにしたい。

## Ⅰ わが国における著作権と商標権の抵触に関する規律

### 1 商標法29条の意義

わが国においては、権利存立場面について、著作権法において商標権の対象となる著作物を排除することをしておらず、商標法においても著作権の対象となる商標を排除していない。ただし、商標法4条1項7号は、公序良俗に反するおそれのある商標は登録されないと規定しており、この規定と著作権との関係については議論があるので、後述することにした（Ⅰ－2）。

著作権と商標権の抵触関係について規定する唯一の規定が商標法29条である。同条の存在により、わが国においては、著作権と商標権は別個独立に存立するものであり、両権利の併存を前提として、併存により生じ得る権利の抵触の問題を規律していると考えることができる<sup>3</sup>。現行法は、昭和34年に制定されたのであるが、これに先立つ工業所有権制度改正審議会答申<sup>4</sup>において、著作権と抵触する商標登録出願は審査の際に拒絶しないこと、この登録商標の使用について商標権者は許諾を得なければ使用することができないこととされた。そして、著作権と商標権の抵触については、商標権については出願日、著作権については著作権発生日を基準として判断することとされた。

商標法29条に関しては、キャラクターのポパイに関する裁判例<sup>5</sup>が何件か存在している。これらの事件における判断をまとめると、商標権が商標登録出願日前に生じた著作権と抵触する場合、商標法29条では商標権者は登録商標を使用することができないと規定しているが、これは商標権者による著作物の利用を排除することもできないという解釈が採られている。

3 茶園成樹「著作権と商標権の関係」コピライト604号6頁（2011年）。

4 特許庁編『工業所有権制度改正審議会答申説明書』（発明協会、1957年）85～86頁参照。